札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市 福井市　長野 市　松本市 豊橋市　姫路 市　岡山市 徳島市　北九 州市　長崎市	上記以外の市 町村
四、五〇三円	四、四〇八円

3　〔略〕

（特例）

第七条　〔略〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市　豊田市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五五一、四三四円	五三三、五二七円	五二九、〇五〇円	五一五、六二〇円	五〇六、六六六円	四八八、七五九円

札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市 福井市　長野 市　松本市 豊橋市　姫路 市　岡山市 徳島市　北九 州市　長崎市	上記以外の市 町村
四七五、三二九円	四六一、八九八円

〔3～5　略〕

札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市 福井市　長野 市　松本市 豊橋市　姫路 市　岡山市 徳島市　北九 州市　長崎市	上記以外の市 町村
四、三八三円	四、四七七円

3　〔同上〕

（特例）

第七条　〔同上〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市　豊田市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五四六、七二七円	五二八、九八二円	五二四、五四五円	五一一、二三六円	五〇二、三六二円	四八四、六一七円

札幌市　栃木 市　前橋市 新潟市　富山 市　金沢市 福井市　長野 市　松本市 豊橋市　姫路 市　岡山市 徳島市　北九 州市　長崎市	上記以外の市 町村
四七一、三〇七円	四五七、九九八円

〔3～5　同上〕

備考　表中の〔　〕の記載は注記である。